

支給認定証の任意交付化について

改正の趣旨

- 保育必要量の変更に伴う旧支給認定証の提出、新支給認定証の発行などが自治体の事務負担となっており、支給認定証を紛失する支給認定保護者も多く、旧支給認定証の回収も困難である。また、支給認定証は、制度上、教育・保育施設を利用する際に提示し、教育・保育施設において施設型給付等の算定のために必要な各種情報を確認するために用いることとされているが、運用上は、自治体から教育・保育施設に各子どもの施設型給付等の額が示されることもあり、必ずしも事務量に対応した必要性があるわけではない。
- 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえ、支給認定証の交付については、保護者からの申請があった場合にのみ行うこととする。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)

(7)子ども・子育て支援法(平24法65)

(i)子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを平成28年度中に可能とする。
(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

改正後の事務手続

①支給認定時の手続き

- 保護者からの申請があった場合にのみ、支給認定証を交付する。(※支給認定申請書等で希望の有無を確認)
- 保護者が支給認定証の交付を申請をしていない場合においては、支給認定に係る事項を記載した通知書を保護者・施設に送付する。

②支給認定変更時の手続き(変更の申請、市町村職権による変更、認定の取消し、申請内容の変更の届出)

- 保護者が支給認定証の交付を受けていない場合においては、支給認定証の市町村への提出は要しない。
- 保護者が支給認定証の交付を受けていた場合であって、変更にあたり市町村に支給認定証を提出した際に、保護者が支給認定証の返還を希望しない場合は交付を要しない。
- 保護者が変更後の支給認定証の交付・返還を希望しない場合においては、支給認定に係る事項を記載した通知書を保護者・施設に送付する。

③特定教育・保育施設からの保育の提供を受ける際の手続き

- 支給認定保護者は、教育・保育を受けるに当たっては、施設から求めがあつた場合に、支給認定証を提示することとする。
- 保護者が支給認定証の交付を受けていない場合においては、支給認定に係る事項を記載した通知書を提示する。

<参考> 子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)より抜粋

(法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項)

第六条 法第二十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 支給認定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 当該支給認定に係る小学校就学前子どもの氏名及び生年月日
- 三 交付の年月日及び支給認定証番号
- 四 該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 五 支給認定に係る第一条各号に掲げる事由及び保育必要量(法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する場合に限る。)
- 六 支給認定の有効期間
- 七 その他必要な事項

(平二六内府令五五・追加)

(利用者負担額に関する事項の通知)

第七条 市町村は、支給認定を行ったときは、当該支給認定に係る支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、当該支給認定保護者の利用者負担額に関する事項を通知するものとする。

2 支給認定保護者が支給認定証の交付の申請をしていない場合において、前項の通知をするときは、前条各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。

(平二六内府令五五・追加、平二九内府令一八・一部改正)

写

別 紙



平成29年 6月16日

子どものための教育・保育給付 支給認定通知書兼支給認定証

様

目黒区長 青木 英二

平成29年 5月30日付けで申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定申請について決定し、次のとおり支給認定したことを証明します。

記

支給認定証番号		
保 護 者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
子 ど も	氏 名	
	生年月日	
支給認定区分	3号認定	
保育の必要性 の事由	求職活動	
保育必要量	保育標準時間	
有効期間	平成29年 6月 1日 ~ 平成29年 7月 31日	

- ※ この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に目黒区長に対し審査請求を、6か月以内に目黒区を被告（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。）として取消しの訴えの提起をすることができます。
- ※ 保育の必要性の理由等支給認定の内容に変更があった場合は、速やかに保育課保育施設利用係宛て届け出てください。
- ※ 支給認定の対象となる児童が満3歳に達した場合、支給認定区分が変更となります
が、変更申請は不要です。
- ※ この支給認定通知は、利用調整の対象となる保育所入所等利用を約束するものではありません。